

2020年2月14日

お客様 各位

改正食品衛生法に伴う着色料の取り扱いについて

日本フレキシブルコンテナ工業会



1. 概要

食品衛生法改正に伴い、食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度が導入された。

インキ(印刷)や部材に使用される顔料などの着色料は、一定量を超えて食品に移行する場合、合成樹脂のポジティブリスト制度の対象となるが、これまでのリスク管理方法(指定添加物以外の化学合成着色料は溶出又は浸出して食品に混和しないように加工されている)と同等の考え方で管理されている場合における着色料という形で、包括的に管理(指定)することとしている。そのため、個別の物質名がリスト化されていなくても包括指定の範囲内で使用可能である。

また、インキなどの着色料に関しては、一定量を超えて食品に移行しないように管理される場合、法第18条第3項のただし書き(一定量を超えて食品に移行しない場合には規格基準が定められていない物質も使用可)の適用対象となる、と厚生労働省発行のガイドラインに記されている。

2. 一定量を超えて食品に移行しない量とは

【器具・容器包装部会(令和元年7月8日)資料2より】

- 改正食品衛生法第18条第3項ただし書きの規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量は、0.01mg/kg 食品とする。
- ここで、食品への移行量は、食品疑似溶媒濃度に、係数(器具・包装容器に接触する食品の重量/食品疑似溶媒量)を乗じて算出されるが、この係数は1に概算できると考えられる。このため、食品への移行量0.01mg/kgは、食品疑似溶媒中濃度として0.01mg/Lと考えると差し支えないと考えられる。

3. まとめ

以上のことから、日本フレキシブルコンテナ工業会会員メンバーの取り扱うコンテナバッグのインキにおける着色料については、前述の移行量による管理を基準とし、顔料などの着色料については食品・添加物等の規格基準(厚生省告知第370号)の管理とする。

よって、着色料(材)のポジティブリスト収載についての確認は対象外とする。

以上

2023年12月8日

お客様 各位

改正食品衛生法に伴う縫製糸の取扱いについて

日本フレキシブルコンテナ工業会



1. 概要

厚生労働省 医療・生活衛生局 食品基準審査課との縫製糸に関する協議について以下の回答が得られておりました。

まず糸の材質が合成樹脂でなければその時点でポジティブリスト制度の対象ではありません。

仮に合成樹脂の場合でも、食品に接触する部分が点在しておりますので、「層を形成している」という条件に当てはまらないため対象ではございません。

資料13ページを参照願います。

2. まとめ

以上のことから、日本フレキシブルコンテナ工業会会員メンバーの取り扱うコンテナバッグの縫製糸についてはポジティブリスト収載についての確認は対象外となる。

以上